

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人医療介護福祉コミュニティネットワーク国際研究所定款（以下「定款」という）第6条に基づき、賛助会員制度について定める。

(賛助会員の種別)

第2条 当法人の賛助会員の種別は、定款第6条に定めるとおり、賛助会員Aおよび賛助会員Bの2種で構成する。

(資格要件)

第3条 賛助会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員A 当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、年会費を納入した個人。
- (2) 賛助会員B 当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、年会費を納入した法人・団体。

(入会申込)

第4条 入会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し申し込むものとする。

- 2 入会に特段の不具合が認められず、理事において異議がない場合は、理事会をまたずに入会を一時的に認めたものとする。
- 3 前項において理事会にて入会が不許可となった場合には、入会を取り消し、支払済の会費は返却する。

(入会金・会費)

第5条 当法人の賛助会員は、以下の通り会費を納めなければならない。

- (1) 賛助会員A 入会金 1,000 円  
年会費 当分の間 免除

- (2) 賛助会員B 入会金 なし  
年会費 一口 50,000 円とし、口数に上限は定めない。

- 2 前項に定める入会金のほかに、年会費その他の会費を徴収する場合は、理事会の決議により本規程の改定を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当法人の運営に必要があるときには、理事会の決議により、賛助会員から臨時会費を徴収することができる。

(会費等の返還)

第6条 当法人は、本規程第10条に規定される退会や除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された入会金等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の取得)

第7条 入会手続きを経たものは、入会金の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

(変更の届け出)

第8条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

- 2 会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 退会を希望するものは、当法人指定の申込書に必要事項を記入し、当事務局に申し込むことで、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、賛助会員は、退会後の当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届け出をしたとき。
- (2) 本規程第5条に定める会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (3) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (5) 当法人の定める規程及び規則等に違反し、あるいは当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、賛助会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があり、社員総会の特別決議で除名の決議がなされたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(サービスの利用)

第11条 会員は、当法人の提供する以下のサービスを利用することができる。

- (1) 学術集会やセミナー等の当法人のイベントへの参加
- (2) 業界関連情報の提供

- (3) 当法人の提供するサービスの会員価格での参加
- (4) 当法人からの有料配布物の会員価格での購入
- (5) 当法人が提供する優待資格や特典の享受

(著作権)

第12条 本規程第11条のサービスによって提供される情報の著作権は当法人に帰属する。

(情報の二次使用权)

第13条 本規程第11条のサービスによって提供される情報は、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(補足)

第14条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(附則)

1 本規程は2015年3月10日から施行する。